

# たがわブランド認定事業「TAGAWA 謹製」 第4期認定 申請基準

## A.商品名称の条件

「田川」またはこれに準ずる、田川地域を表す地名、または田川地域をイメージすることのできる表現を商品名称の一部に冠していること。

## B.商品特性の条件

商品が田川地域の特性をよく表現し、かつ効果的に情報を発信できるものであり、以下の何れかに該当すること。

- ①商品が、古くから田川地域の特産品・名産品として認識されているもの。
- ②広域的な認知度は低いが、これから田川地域の新たな特産品・名産品として積極的な展開を目指し、その旨商品に具体的な表記のあるもの。
- ③田川地域の文化や風土、歴史的逸話等を題材とした商品で、田川地域の効果的PRの促進につながる見込みがあるもの。

## C.原材料の条件

商品の主な原材料のうちに、田川地域にて生産調達されるものを必ず含んでいること。

## D.観光振興への協力に関する条件

認定母体である田川商工会議所または田川市観光協会の会員資格を有し、日頃よりこれらの観光振興事業に協力する事業者の商品であること。

上記4つの条件のうち、3つ以上に該当する商品については、認定申請基準を満たすこととする。なおかつ、以下に挙げる「その他の条件」については、全て満たすことを付加条件とする。

## E.その他の条件

- ①その他、本認定の申請に際し、本来取得すべき許認可等の諸手続きを済ませた商品であること。
- ②その他、事業者の過失等により、過去に本認定の取消し処分等の対象とされた商品ではないこと。
- ③その他、認定商品に係る一切の事故・クレーム等について、認定者は一切関知せず、その責任を負わない旨同意できること。

### ※申請受付終了後には「認定審査会」を実施いたします。

2月に実施予定の「認定審査会」には、申し込み商品の現物を提供して頂きます。ただし、第3期認定を既に受けている商品（更新対象商品）の更新審査については、原則として、現物の提供はありません。

認定審査会の日程、提供商品の数量等については、申し込み受付後に追って事務局よりご連絡させていただきます。

# 貴社の商品を「たがわブランド」に！！

たがわブランド認定事業

## 「TAGAWA 謹製」第4期認定申請受付開始！

～現在認定中商品の更新手続きも合わせて行います～

田川を代表する商品、田川を広く PR できる商品等を集めた、たがわブランド「TAGAWA 謹製(たがわきんせい)」。現在24商品が認定されています。

認定商品には、ブランドシールの貼付ができるほか、各種観光パンフレットやホームページに掲載しての PR や、各種イベントへのブース出店チャンスなど特典が盛りだくさん！

田川商工会議所・田川市観光協会の公認するブランド「TAGAWA 謹製」で観光客への商品アピールや、販路拡大のチャンスにつなげませんか？

### 特典① 商品に「認定シール」を貼る事ができます！



認定商品を表すシールを貼る事ができます！

(3cm×4.5cm)

ゴールドカラーによるブランドシンボルをあしらっていますので、売り場での注目度 UP が期待できます！  
商品のイメージアップ、販売促進に！



### 特典② 観光情報パンフレットやホームページで紹介致します！

田川商工会議所・田川市観光協会が制作する観光情報パンフレットやホームページ等に認定商品全てを掲載し、各種イベント等でもご紹介致します！

### 特典③ 観光関連イベント等へのブース出店を優先紹介致します！

各種グルメイベント・物産展等でブース出店等のオファーがありましたら、優先的に紹介を致します！

【募集対象】田川を冠した商品、田川の文化や風土、歴史などの特性を活かした商品、田川原産の材料を主とした商品など、田川を広く PR することができる商品を募集しています！（詳細「認定基準」有り・裏面をご参照ください。）

【申込期間】平成28年12月21日(水)～平成29年1月31日(火)

第3期認定商品の認定期間は、平成29年2月迄です！  
必ず更新をお願いします！

### ●選考審査をクリアした商品はパンフレットに掲載します！

第4期認定期間：平成29年3月～平成31年2月（24ヶ月）

※認定審査料10,000円。別途認定シールの購入には実費相当の費用がかかります。

※詳細を記載した要綱、申請用紙等は事務局に準備しております。  
その他分からないことは、下記までお問合せください。）

<お問合せ・お申込先>

田川商工会議所・田川市観光協会事務局（担当：山崎・中村）  
田川市大黒町3-11 TEL0947-45-4719 FAX0947-45-6073

